

文化財保存活用地域計画について

【ヒアリング説明構成】

1. 文化財保存活用地域計画の趣旨と記載事項
2. 文化財保存活用地域計画の作成と認定の流れ
3. 文化財保存活用地域計画の作成のための指針
4. 提案に対する第一次回答案の概要

文化庁文化資源活用課

1. 文化財保存活用地域計画の趣旨と記載事項

(1) 趣旨

地域の歴史や文化を踏まえて、多様な文化財を俯瞰し、地域の特徴をいかした、文化財の保存と活用を図る。

(2) 記載事項

文化財保護法第183条の3第2項各号に掲げる事項は以下のとおり。

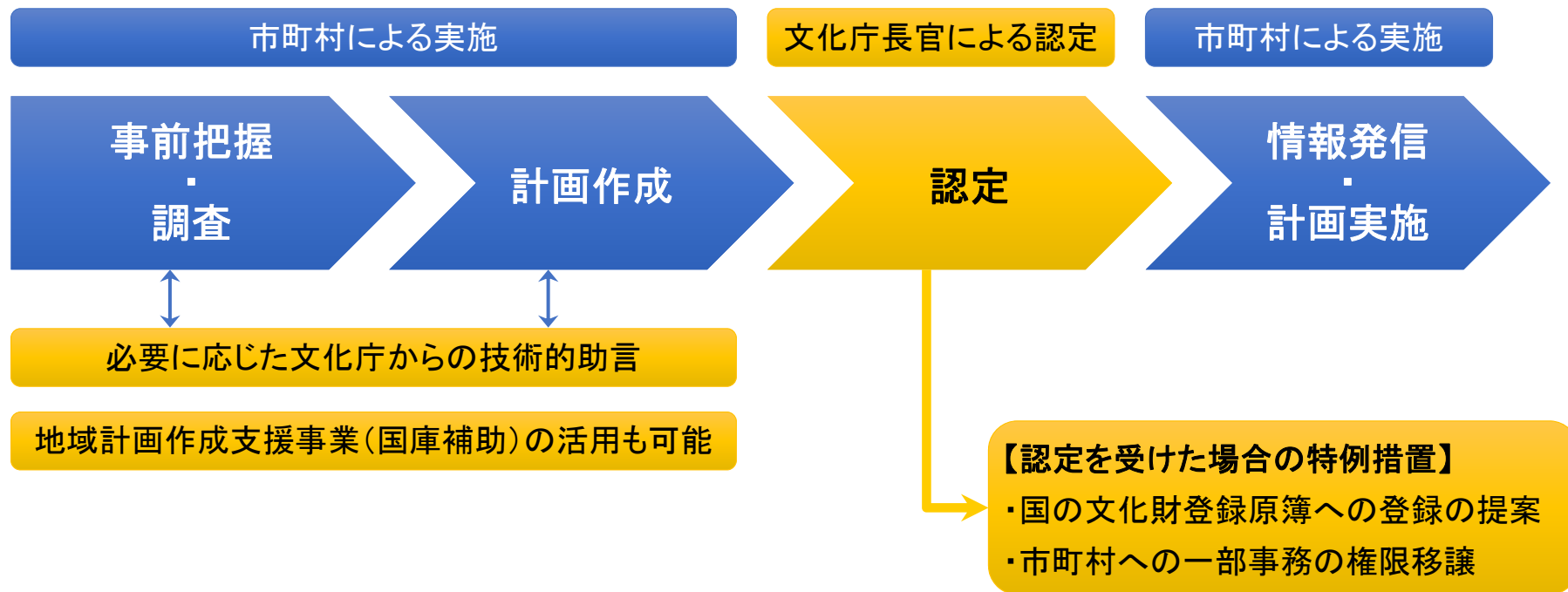
- ①文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- ②文化財の保存及び活用を図るために市町村が講ずる措置の内容
- ③文化財を把握するための調査に関する事項
- ④計画期間
- ⑤その他文部科学省令で定める事項（計画の名称、事務の実施体制 等）

(3) 作成のメリット

- ・中・長期的な方針や具体的な事業の可視化
- ・地域に所在する文化的所産の把握
- ・補助率加算などの国庫補助事業における優遇 等

2. 文化財保存活用地域計画の作成と認定の流れ

文化財保存活用地域計画の作成は、事前把握・調査→計画作成→認定→情報発信・計画実施が基本的な流れ



3. 文化財保存活用地域計画の作成のための指針(平成31年(2019)3月4日作成)

地域の実情を踏まえた適切な計画作成が可能となるように、基本的な考え方や留意事項を示したもの

【指針が示す文化財保存活用地域計画に関する事項】

1. 趣旨
2. 地域計画の記載事項
3. 作成及び認定の手續
4. 認定基準
5. 認定を受けた地域計画の変更、進捗管理・自己評価、認定の取消し等
6. 地域計画が認定を受けた場合の特例
7. 協議会



図:文化庁HPでの指針の公表状況(赤枠点線部分)

4. 提案に対する第一次回答案の概要

(1) 記載事項や構成等の独自性について

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の実情を踏まえた独自性のある計画作成を趣旨としている。なお、法定の記載事項は、認定計画には法律上の特例措置が講じられるため、一定の基準を満たすことが求められる。

(2) 手続きの簡素化について

文化庁では、文化財保存活用地域計画の作成が円滑に進行するように、基本的な考え方や留意事項などを示した指針を、参考のために作成し、ホームページ上で公表している。